

令和 7 年第 3 回定例会議案説明資料

1 議案第 103 号 令和 7 年度千葉市一般会計補正予算（第 2 号）中所管 議案第 108 号 令和 7 年度千葉市下水道事業会計補正予算（第 1 号） P 3
2 議案第 121 号 千葉市下水道条例の一部改正について P 5
3 議案第 120 号 千葉市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正 について P 9
4 議案第 124 号 工事請負契約について ((主) 生実本納線 (赤井町 地区) 函渠整備工事 (7-2)) P11
5 議案第 127 号 市道路線の認定について P17

議案第103号 令和7年度千葉市一般会計補正予算（第2号）中所管

議案第108号 令和7年度千葉市下水道事業会計補正予算（第1号）

補正予算書 P.6, 22, 43, 48

令和7年度9月補正予算について

1 債務負担行為の設定【一般会計・下水道事業会計】

(1) 債務負担行為設定理由

美浜区における第2期下水道管路施設包括的維持管理業務について、契約手続きを今年度中に行うため、債務負担行為の設定を行うものである。

第1期（令和5年度～7年度）からの主な変更点

対象区域 美浜区の一部(734ha)→美浜区全域(2,120ha)に拡大
管路内調査・点検は、美浜区の一部→市内全域とする。

(2) 債務負担行為設定額

一般会計 15,000千円

下水道事業会計 1,200,000千円

事項	期間	会計	限度額
下水道管路施設包括的維持管理業務	令和8年度～令和10年度	一般会計	15,000千円に物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
		下水道事業会計	1,200,000千円に物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内

【参考】

(単位:千円)

年割額	会計	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	一般会計	5,000	5,000	5,000
下水道事業会計	400,000		400,000	

2 財源の補正【下水道事業会計】

(1) 補正理由

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、国土交通省から通知された要請に基づき実施する大規模下水道管路特別重点調査等事業について、国費の対象となったことから財源となる収入の補正を行うものである。

(2) 補正額

国庫補助金	47, 697千円
企業債	47, 600千円

(3) 内訳

事業名：下水道管路重点調査委託 一式 95, 394千円

(単位：千円)

款	項	目	事業費	財源内訳 (補正前)		財源内訳 (補正後)	
				国費	0	国費	47, 697
下水道 事業費用	営業費用	管渠費	95, 394	企業債	0	企業債	47, 600
				その他	95, 394	その他	97

※費用については当初予算で対応するため、支出の補正は行わない。

(下水道企画部下水道経営課)
 (下水道企画部下水道経理課)

【議案第121号】

千葉市下水道条例の一部改正について

1 改正理由

企業債の償還額が高止まりで推移していることに加え、本市北西部の汚水処理を担う千葉県に対して支払いを行っている維持管理負担金が引き上げとなつたほか、企業債金利および維持管理に係る人件費なども上昇しており、使用料算定期間である令和8年度から9年度までの2年間において資金不足が生じることから、下水道使用料の改定を行う。

2 改正内容

下水道使用料を平均改定率13.60%で改定

- (1) 現行の基本使用料の設定と汚水排除量ごとの区分は変更しない。
- (2) 現行の累進度4.9（最高単価÷（10 m³使用料÷10 m³））と同程度とする。
- (3) 各単価を平均13.60%引き上げる。

表1 下水道使用料（1か月） (税抜、単位：円)

種別	汚水排除量	現行使用料	新使用料	改定差額
一般汚水	基本使用料	611	694	83
	1～5 m ³	15	17	2
	6～10 m ³	18	20	2
	11～20 m ³	117	133	16
	21～30 m ³	161	183	22
	31～50 m ³	199	226	27
	51～100 m ³	242	275	33
	101～500 m ³	282	321	39
	501～1,000 m ³	314	357	43
	1,001～2,000 m ³	348	396	48
2,001 m ³ ～		379	431	52
浴場汚水（1m ³ につき）		10	10	0
共用汚水（1m ³ につき）		75	87	12

3 使用料を抑制するための取組

使用料改定にあたっては、支出抑制の取組として、下水汚泥固形燃料化施設の導入による汚泥処分費の削減や、管路に係る包括的民間委託の対象範囲拡大による維持管理コストの縮減を図る。

4 施行期日 令和8年4月1日

新使用料は、施行日以降の使用料に適用し、施行日前までの使用料は旧使用料を適用する。なお、使用期間が施行日前から引き続いているものについては、各日均等に下水道へ汚水を排除したものとみなして、日割計算により算定するものとする。

(参考) 主な汚水排除量ごとの新旧使用料比較（1か月）

(税抜、単位：円)

使用水量 (m ³ /月)	現行使用料	新使用料	改定差額	改定率
0	611	694	83	13.58%
5	686	779	93	13.56%
10	776	879	103	13.27%
20	1,946	2,209	263	13.51%
30	3,556	4,039	483	13.58%
50	7,536	8,559	1,023	13.57%
100	19,636	22,309	2,673	13.61%
500	132,436	150,709	18,273	13.80%
1,000	289,436	329,209	39,773	13.74%
2,000	637,436	725,209	87,773	13.77%

(算定例)

・汚水排除量 20 m³の場合（1か月）

(税抜)

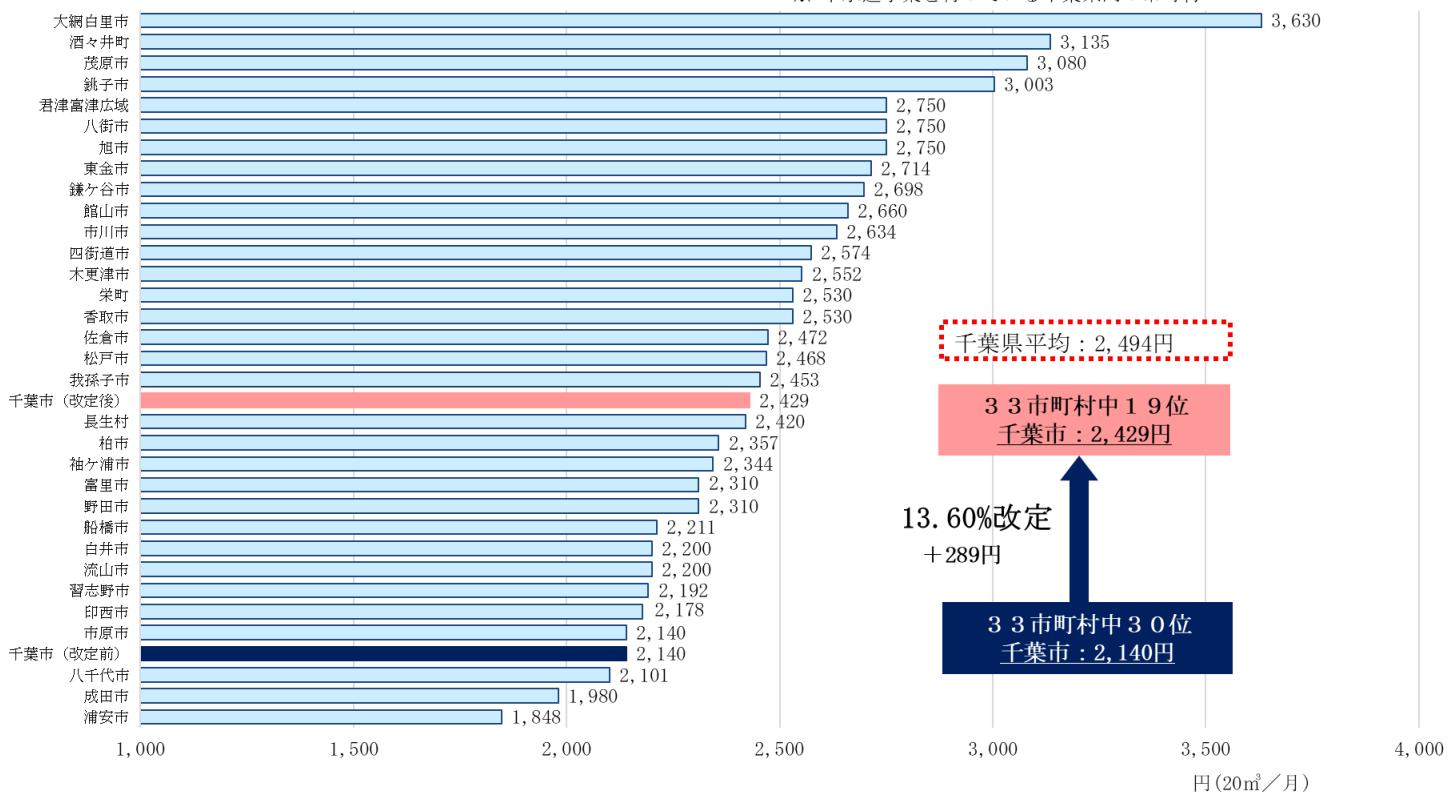
区分	A 従量単価（円）	B 汚水排除量（m ³ ）	A × B 金額（円）
基本使用料	694	-	694
1～5 m ³	17	5	85
6～10 m ³	20	5	100
11～20 m ³	133	10	1,330
	合計	20	2,209

県内他市

1か月当たり 20m³使用料（一般）

令和7年8月1日現在（税込）

※ 下水道事業を行っている千葉県内の市町村



千葉県平均 : 2,494円

33市町村中 19位
千葉市 : 2,429円

13.60%改定
+289円

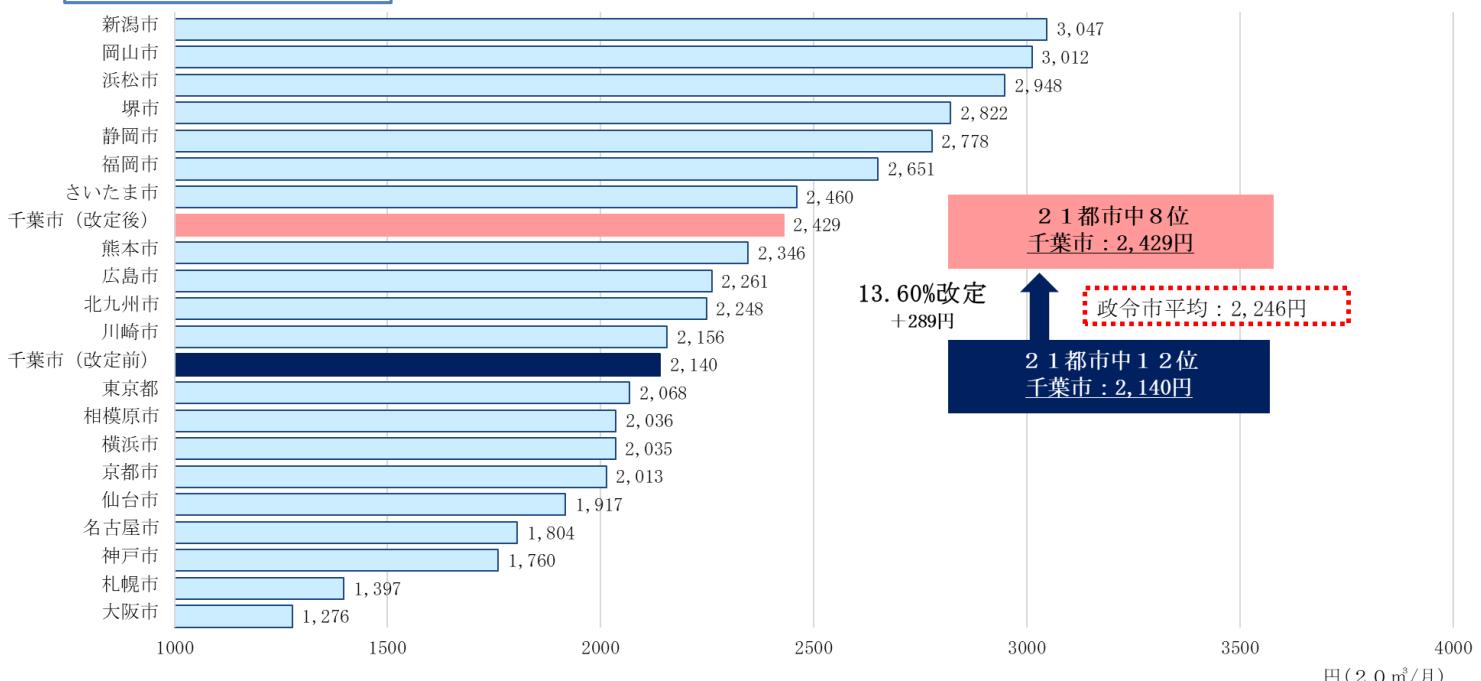
33市町村中 30位
千葉市 : 2,140円

円(20m³/月)

政令指定都市

1か月当たり 20m³使用料（一般）

令和7年8月1日現在（税込）



21都市中 8位
千葉市 : 2,429円

13.60%改定
+289円

21都市中 12位
千葉市 : 2,140円

政令市平均 : 2,246円

円(20m³/月)

【議案第120号】**千葉市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正について****1 改正理由**

駐輪場は、受益者負担の観点から、利用料金による歳入で管理運営を行っているが、労務単価上昇や物価高騰の影響などにより収支不足が生じることから、利用料金の改定を行うものである。

2 改正内容

駐輪場の整理に要する費用（利用料金）を定めている別表を改める。

（1）定期利用の料金は、別表で上限額を定めており、本市住民については、この額を25%引き上げる。

また、本市住民でない者については、隣接市における割増状況を考慮し、現状1.5倍の倍率を2倍に引き上げる。

なお、駐輪場ごとの料金は、「同条例施行規則」において定めている。

（2）一時利用の料金は、別表で一律に1回（日限り）の額を定めており、この額を50円引き上げる。

また、回数利用（回数券）を廃止する。

<別表>

- ・定期利用

区分		利用期間	現行料金	新料金	改定差額
一般	本市住民	1か月	2,000円	2,500円	500円
	本市住民でない者		3,000円	5,000円	2,000円
	本市住民	12か月	22,000円	27,500円	5,500円
	本市住民でない者		33,000円	55,000円	22,000円
高校生以下	本市住民	1か月	1,000円	1,250円	250円
	本市住民でない者		1,500円	2,500円	1,000円
	本市住民	12か月	11,000円	13,750円	2,750円
	本市住民でない者		16,500円	27,500円	11,000円

- ・一時利用（日限り）

区分	現行料金	新料金	改定差額
1回	100円	150円	50円
回数利用（回数券）	1,000円	廃止	—

<参考：定期利用の最低料金>

- ・本市住民 400円を 500円に引き上げ
- ・本市住民でない者 600円を 1,000円に引き上げ

3 料金を抑制するための取組

料金改定にあたっては、利用者の負担を軽減するため、利用手続きのオンライン化や、業務内容ごとに行っている委託を一括するなど、管理費を縮減することとしている。

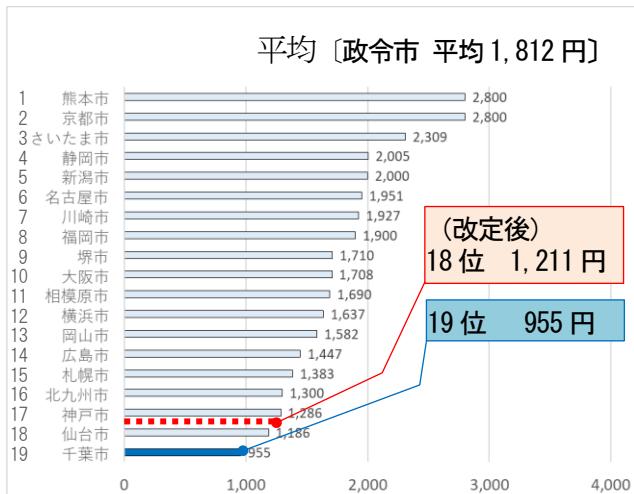
4 施行期日

令和8年4月1日

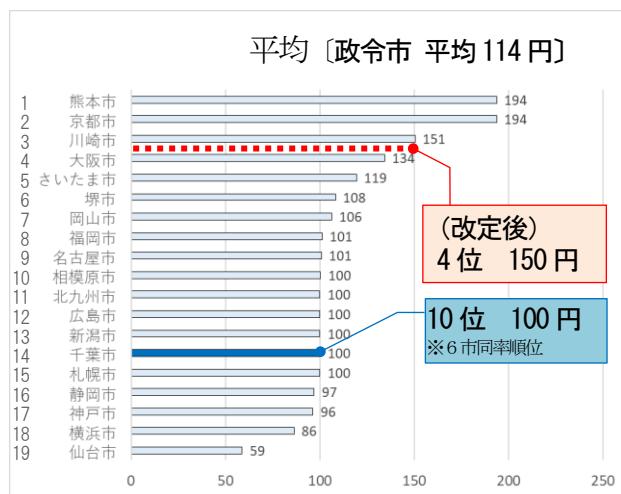
(参考) 他政令市の駐輪場料金

令和7年8月1日現在

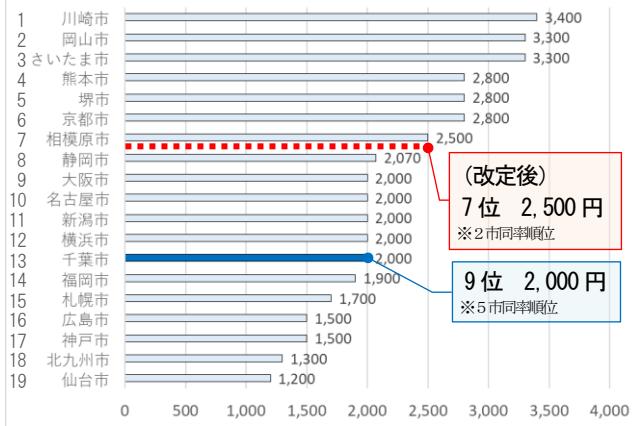
【定期利用】



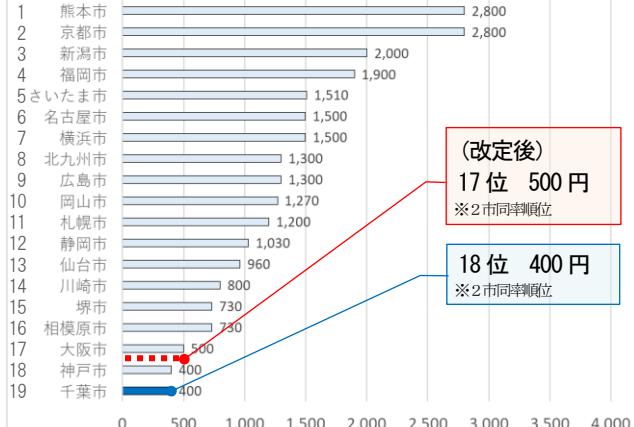
【一時利用】



最高料金 [政令市 平均 2,226 円]



最低料金 [政令市 平均 1,346 円]



隣接市の割増状況

No.	隣接市	最大料金(円)		倍率
		市民	市民以外	
1	習志野市	913	1,827	2
2	八千代市	1,100	2,200	2
3	佐倉市	663	1,327	2
4	四街道市	445	891	2
5	八街市	3,000	6,000	2
6	大網白里市	1,200	2,000	1.67
7	市原市	800	800	1
8	茂原市	1,500	1,500	1
9	東金市	無料	無料	—

※最大料金は一か月あたり定期利用料金

※凡例: 千葉市(改定)、 千葉市(現行)、 他政令市

※政令市 平均は千葉市を除く

※浜松市は全て無料のため非掲載（有料化に向け検討中）

(道路部街路建設課)

【議案第124号】**工事請負契約について
((主)生実本納線(赤井町地区)函渠整備工事(7-2))****1 提案理由**

(主)生実本納線(赤井町地区)函渠整備工事(7-2)の請負契約について、『議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条』の規定に基づき、議決を求めるもの。

2 契約の概要

- (1) 工事名称 (主)生実本納線(赤井町地区)函渠整備工事(7-2)
(2) 工事箇所 千葉市中央区赤井町地内外
(3) 工事概要 函渠工 一基
 補強土壁工 一式
 舗装工 一式
 防護柵工 一式
(4) 契約方法 制限付一般競争入札
(5) 契約金額 1,657,130,200円
(6) 工期 契約締結日の翌日から460日間
(7) 請負者 千葉県千葉市美浜区幕張西3-1-15
 橋本・市原特定建設工事共同企業体
 代表者 千葉県千葉市美浜区幕張西3-1-15
 株式会社橋本組 千葉営業所 所長 菊池 優生
 千葉市美浜区幕張西三丁目1番15号
 株式会社市原組 代表取締役 本橋 誠之

3 整備の概要

本工事は、本線と大網街道を立体交差させるため「鎌取インター交差点」部にボックスカルバートを整備するもの。

このボックスカルバートの工事にあたっては、現場打ちコンクリートによる施工では、工期がより長くなることから、工場製作品として工期短縮を図っているが、必要な日数が460日間となることから、2か年の継続事業となる。

4 スケジュール

今回案件分

令和 7年10月 函渠整備工事 着手
函渠整備工事 実施
8年12月 函渠整備工事 完了

その他工事

令和 7年 9月～ 大型擁壁設置工事 着手
8年 6月～ 補装工事他 着手
9年 3月 整備完了
供用開始予定

5 契約金額の内訳

(1) 年割額

(単位：円)

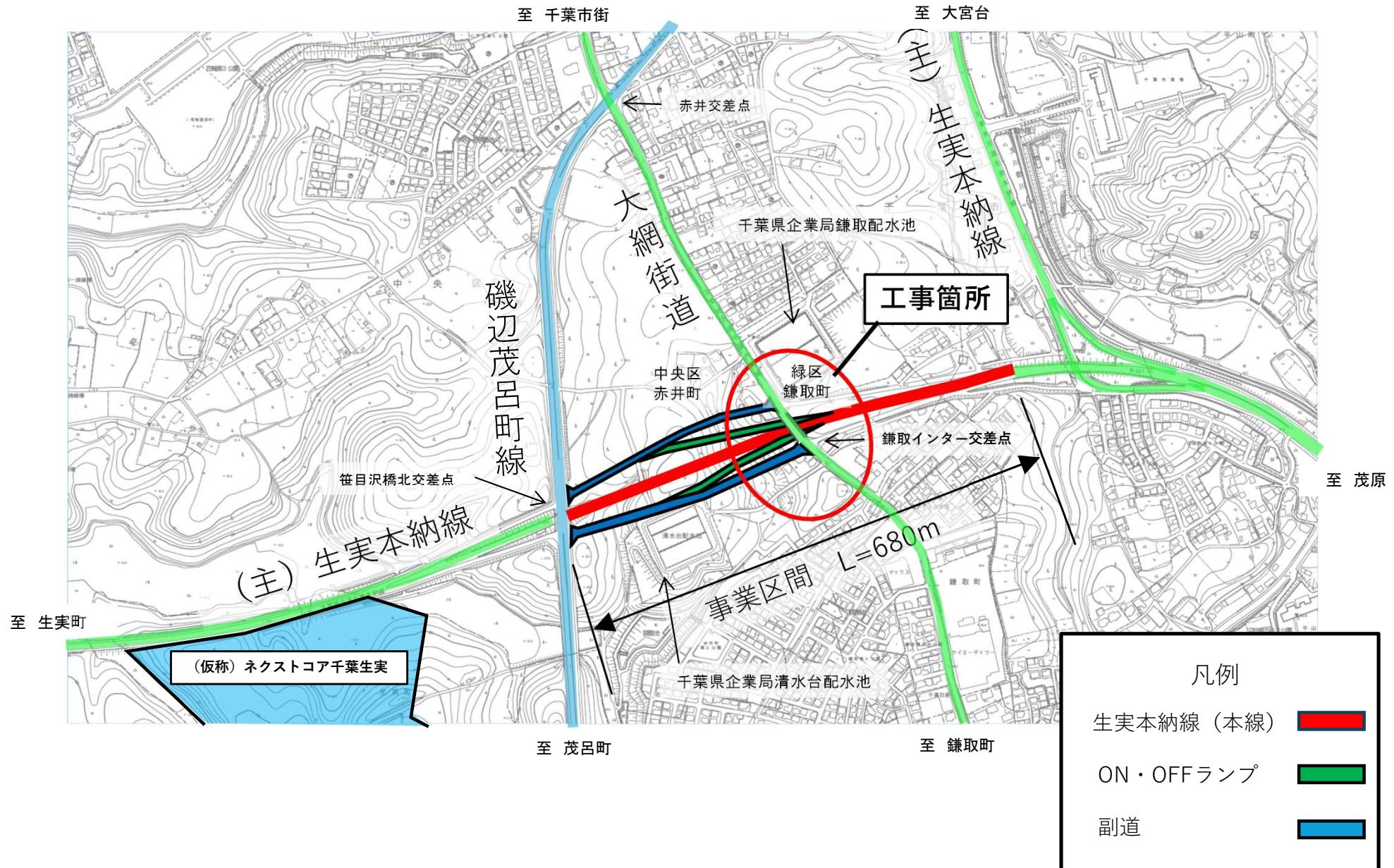
令和7年度	令和8年度	計
441,620,000	1,215,510,200	1,657,130,200

(2) 財源内訳

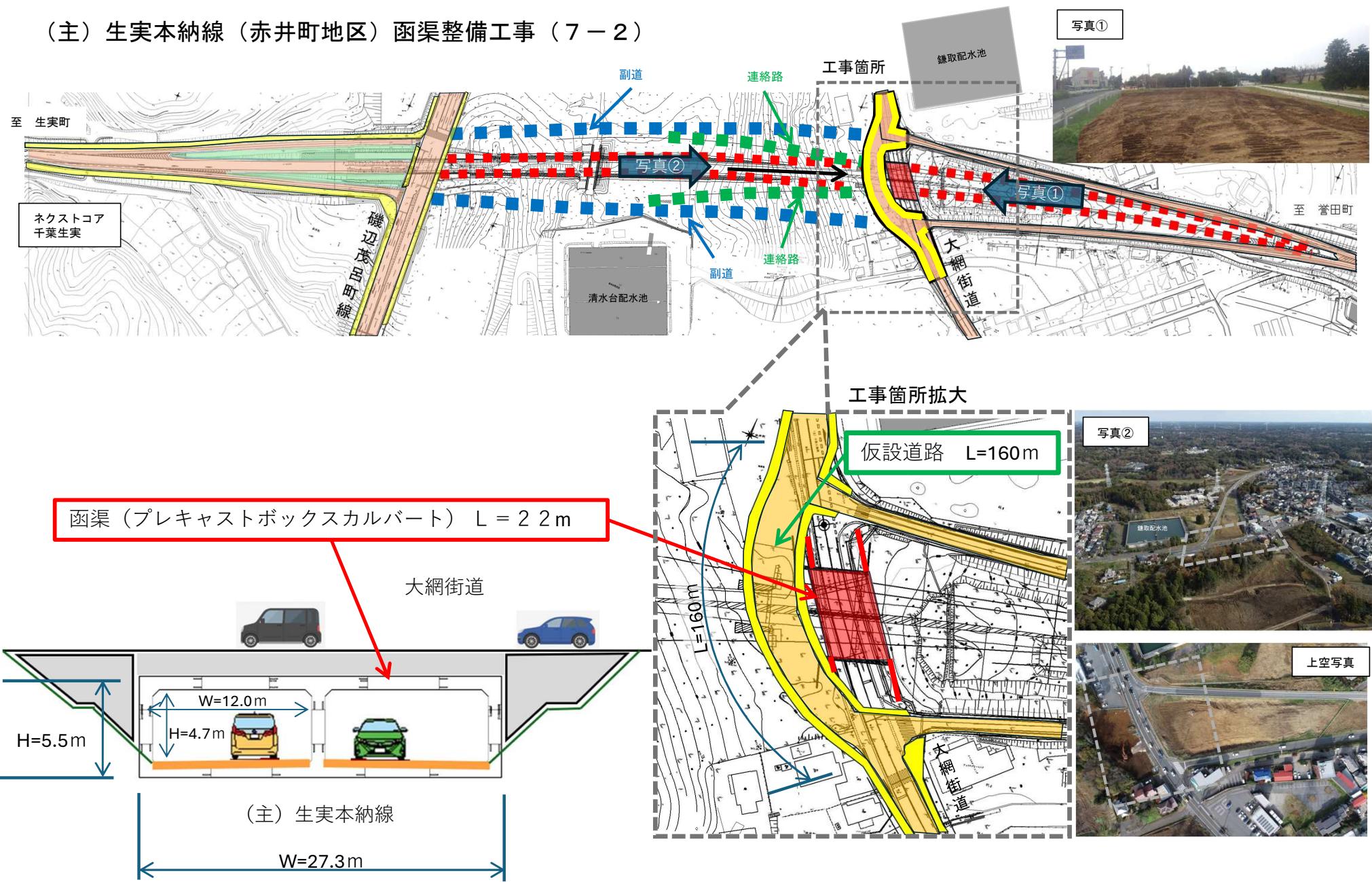
(単位：円)

年 度	国庫支出金	市 債	計
令和7年度	242,890,000	198,730,000	441,620,000
令和8年度	668,530,000	546,980,200	1,215,510,200
合 計	911,420,000	745,710,200	1,657,130,200

位置図【(主) 生実本納線 (赤井町地区) 函渠整備工事】



(主) 生実本納線(赤井町地区) 函渠整備工事 (7-2)



議案第124号

入札調書

507-000152

(公表用)

工事名	(主)生実本納線(赤井町地区)函渠整備工事(7-2)			
工事場所	千葉市中央区赤井町地内外			
開札日時	令和7年7月25日午前9時37分		入札及び開札場所	契約課工事入札室
入札執行者	契約課長		予定価格 (消費税を除く)	1,637,480,000円
入札執行補助者			最低制限価格 (消費税を除く)	1,506,482,000円
落札人	橋本・市原特定建設工事共同企業体		契約金額	1,657,130,200円
業者名	入札(円)	再度1回(円)	再度2回(円)	備考
橋本・市原特定建設工事共同企業体	1,506,482,000			落札
北野・清水土木建設共同企業体	1,506,482,000			
不動テトラ・大幹建設共同企業体	1,506,482,000			
工・伊藤建設共同企業体	1,506,482,000			
丸善・泰明建設共同企業体	1,506,482,000			
浅沼・開拓公社建設共同企業体	1,506,537,000			
5者同価のため、くじ引きの結果、橋本・市原特定建設工事共同企業体に決定。				
備考				
落札率	92.00%	消費税及び地方消費税の相当額	150,648,200円	
出資比率	(株)橋本組 51% • (株)市原組 49%			

【議案第 127 号】**市道路線の認定について****1 提案理由**

市道路線の認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議決を求めるものです。

市道路線の認定 15 路線

2 内訳**(1) 認定**

整理番号	認定理由	路線数
①～⑯	都市計画法に基づく開発行為に伴う認定	15

※本議案が承認された場合、市道路線数は 14, 945 路線、
路線総延長は 3,526 km。

(1) 認定

整理番号	路線名	起 点	終 点
①	星久喜町185号線	星久喜町地内	星久喜町地内
②	小倉町223号線	小倉町地内	小倉町地内
③	大草町119号線	大草町地内	大草町地内
④	東寺山町142号線	東寺山町地内	東寺山町地内
⑤	武石町102号線	武石町1丁目地内	武石町1丁目地内
⑥	武石町103号線	武石町1丁目地内	幕張町4丁目地内
⑦	長作町240号線	長作町地内	長作町地内
⑧	生実町334号線	生実町地内	生実町地内
⑨	誉田町266号線	誉田町2丁目地内	誉田町2丁目地内
⑩	高田町319号線	高田町地内	高田町地内
⑪	高田町706号線	高田町地内	高田町地内
⑫	高津戸町27号線	高津戸町地内	高津戸町地内
⑬	高津戸町28号線	高津戸町地内	高津戸町地内
⑭	高津戸町29号線	高津戸町地内	高津戸町地内
⑮	高津戸町30号線	高津戸町地内	高津戸町地内